

福岡県公報

平成28年6月3日
第3797号

目次

告示 (第473号 - 第484号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁業管理課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の役員の住所の変更	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課)		14

正 誤

○道路の区域の変更 (平成26年12月福岡県告示第1042号) 中正誤	(道路維持課)	14
-------------------------------------	---------	----

告 示

福岡県告示第473号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

那珂	県道	片縄線 下白水	前	春日市下白水北七丁目95番先から 春日市下白水北七丁目7番1先まで	7.5 ～ 20.0	509.0
			後	春日市下白水北七丁目95番先から 春日市下白水北七丁目7番1先まで	25.0 ～ 36.0	

福岡県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	一般国道	442号	前	八女市矢部村北矢部10818番1先から 八女市矢部村北矢部10833番1先まで	9.6 ～ 14.7	61.4
			後	八女市矢部村北矢部10818番1先から 八女市矢部村北矢部10833番1先まで	9.6 ～ 39.4	

福岡県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市矢部村北矢部10818番1先から 八女市矢部村北矢部10833番1先まで

福岡県告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
行介114	医療法人治症会 サカイダクリニック	行橋市宮市町2番20号	H 28・4・1	居管
宰介歯50	ひまわり歯科	太宰府市五条二丁目5番5号	H 28・3・1	居管・予居管
像介薬56	一般社団法人 宗像薬剤師会 会 営 宗像センター 一薬局	宗像市田熊五丁目5-1	H 28・2・1	居管・予居管
宰介薬41	株式会社中央薬 局 おおごの南 店	太宰府市大佐野二丁目2-8-6	H 28・4・18	居管・予居管
大介薬159	ふるまち薬局	大牟田市古町3番8	H 28・4・1	居管・予居管
大介薬163	はーぶ薬局 小 浜店	大牟田市小浜町95番8	H 28・3・25	居管・予居管

飯介薬164	アイン薬局 飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H 27・11・1	居管・予居管
京介薬50	有限会社たいへい調剤薬局	築上郡上毛町大字東下1581番地1	H 28・4・1	居管
田支82	ことぶき園居宅介護支援事業所	田川市大字伊田431-1	H 26・1・1	居支
豊居44	社会福祉法人豊前東明会 ケアハウスさくら	豊前市大字三毛門1340番地の1	H 28・4・7	短生・特生・予短生・予特生
像支47	ケアプランセンターいなもと	宗像市稲元三丁目1番35号	H 28・5・1	居支
中居96	中間メディカル	中間市扇ヶ浦一丁目14-1	H 28・1・4	訪り・予訪り

福岡県告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
八女支11	八女市地域包括支援センター	八女市八女地域包括支援センター	八女市本町647	H 28・4・1
八女支4	八女の里 在宅介護支援センター	八女総合ケアプランセンター	八女市本町26番地1	H 28・4・1
春居69	デイサービス玄々堂	デイサービスハッピーハート	春日市須玖北九丁目28	H 27・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉鞍支4	小竹町地域包括支援センター	鞍手郡小竹町大字勝野3362（長寿健康の家）	鞍手郡小竹町大字勝野3349番地	H 28・4・1
遠介薬37	ヤスタ調剤薬局	遠賀郡岡垣町大字山田茅原67-5	遠賀郡岡垣町中央台三丁目2番22号	H 19・7・1
八女支4	八女総合ケアプランセンター	八女市柳島863番地	八女市本町26番地1	H 28・4・1

福岡県告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
糸島地介8	田中腎臓泌尿器科クリニック	糸島市前原中央二丁目2-22	H 28・3・31
中介薬24	扇ヶ浦薬局	中間市扇ヶ浦一丁目2-1	H 28・3・31
中居24	デイサービスサイカ	中間市池田一丁目21-5	H 28・4・4

福岡県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	新 延 線 植 木	前	鞍手郡鞍手町大字中山2762番3先から 鞍手郡鞍手町大字中山2768番45先まで	11.8 ～ 17.4	173.0
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2762番3先から 鞍手郡鞍手町大字中山2768番45先まで	11.8 ～ 17.4	

福岡県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	新 延 線 植 木	鞍手郡鞍手町大字中山2762番3先から 鞍手郡鞍手町大字中山2768番45先まで

福岡県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	行 橋 線 停 車 場	前	行橋市宮市町375番4先から 行橋市大橋三丁目2808番7先まで	11.5 ～ 32.0	551.4
			後	行橋市宮市町375番4先から 行橋市大橋三丁目2808番7先まで	22.0 ～ 42.0	

福岡県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	福 岡 線 直 方	前	宮若市龍徳188番3先から 直方市大字上新入2517番2先まで	12.0 ～ 26.0	820.0
			後	宮若市龍徳188番3先から 直方市大字上新入3489番1先まで	12.0 ～ 34.4	

福岡県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡線 直方	宮若市龍徳236番4先から 直方市大字上新入3489番1先まで

福岡県告示第484号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、筑前海区における漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1

- (1) 公示番号 筑区第1101号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市鐘崎地先

ウ 漁場の区域

次の基点第78号、(イ)、(ロ)、(ハ)及び基点第79号を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域

基点第78号 宗像市大字鐘崎鐘崎漁港沖防波堤の北東端から岸壁に沿って南へ

10メートルのところに設定した標識

基点第79号 宗像市大字鐘崎鐘崎漁港沖防波堤の北東端から岸壁に沿って南へ

382メートルのところに設定した標識

(イ) 基点第78号から真方位93度 30メートルの点

(ロ) (イ)の点から真方位183度の線と、(ハ)の点から真方位13度の線との交点

(ハ) 基点第79号から真方位103度 30メートルの点

- (3) 地元地区 宗像市鐘崎、上八、田野、池田、田熊及び大井台
- (4) 存続期間 平成28年9月30日から平成30年8月31日まで
- (5) 申請期間 平成28年6月17日から同年7月8日まで
- (6) 免許予定日 平成28年9月30日

2

- (1) 公示番号 筑区第1102号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき・魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 宗像市地島豊岡地先

ウ 漁場の区域

次の基点第80号、(イ)、(ロ)及び基点第81号を順次に結んだ直線並びに防波堤によって囲まれた区域

基点第80号 宗像市大字地島豊岡地島漁港（豊岡地区）第1東防波堤北西端から岸壁に沿って東へ5メートルのところに設定した標識

基点第81号 宗像市大字地島豊岡地島漁港（豊岡地区）第1東防波堤北東端から岸壁に沿って西へ5メートルのところに設定した標識

(イ) 基点第80号から真方位354度 44メートルの点

(ロ) 基点第81号から真方位354度 44メートルの点

- (3) 地元地区 宗像市地島
- (4) 存続期間 平成28年9月30日から平成30年8月31日まで

(5) 申請期間 平成28年6月17日から同年7月8日まで

(6) 免許予定日 平成28年9月30日

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市手光南一丁目2124番13、2125番3、2125番10、2125番11及び2132番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町大字田原1110番地の1
有限会社リンク
代表取締役 上村 勇太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市中央四丁目3578番1及び3578番4から3578番15まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市前原西五丁目1番31号
株式会社へいせい
代表取締役 西原 幸作

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字大隈字築松1261-2、1264及び1266-2並びに字脇田1389-2、1392-1及び1395-6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字大隈1215番地
八尋 博文

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市浦志二丁目405番2及び405番4から405番17まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都江東区木場五丁目10番10号
株式会社一条工務店
代表取締役 宮地 剛

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
水縄土地改良区	平成28年5月23日

公告

佐与土地改良区から役員住所の変更届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	瀬尾 正一	福岡県飯塚市鯉田2467番地8	福岡県飯塚市佐與205番地

公告

三池干拓土地改良区から役員就任及び退任届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
馬場 幸男	大牟田市昭和開310番地
河野 利嗣	みやま市高田町昭和開141番地
小宮 勝洋	みやま市高田町北新開916番地
吉村 五男	大牟田市昭和開287番地
森 角夫	大牟田市昭和開282番地
江口 教雄	みやま市高田町昭和開179番地
梅崎 聖人	みやま市高田町昭和開132番地
山本 円生	大牟田市大字岬2656番地

猿 渡 英 作	大牟田市大字岬39番地 4
奥 蘭 長 徳	大牟田市大字唐船501番地
古 賀 正 廣	大牟田市大字手鎌1175番地 4
猿 渡 久 義	大牟田市城町二丁目26番地
伊 藤 孝 行	みやま市高田町黒崎開2020番地 2
塚 本 孝 好	みやま市高田町永治520番地
永 江 学	みやま市高田町江浦973番地
久保田 芳美	みやま市高田町江浦762番地 1
河 村 吉 光	みやま市高田町徳島503番地

2 退任監事

氏名	住所
野 林 重 信	みやま市高田町昭和開191番地
濱 武 正 治	大牟田市昭和開322番地
内 田 隆 人	みやま市高田町黒崎開1628番地
平 野 築	大牟田市大字唐船1274番地

3 就任理事

氏名	住所
馬 場 幸 男	大牟田市昭和開310番地
河 野 利 嗣	みやま市高田町昭和開141番地
小 宮 勝 洋	みやま市高田町北新開916番地
西 田 行 弘	大牟田市昭和開323番地
山 口 弘 幸	大牟田市昭和開296番地
幸 田 正 生	みやま市高田町昭和開187番地
久保田 巖	みやま市高田町昭和開177番地
松 尾 眞 次	大牟田市大字岬2833番地 1
猿 渡 英 作	大牟田市大字岬39番地 4
奥 蘭 俊 孝	大牟田市大字唐船1300番地
古 賀 正 廣	大牟田市大字手鎌1175番地 4
猿 渡 久 義	大牟田市城町二丁目26番地

森田 益美	みやま市高田町黒崎開1545番地
久保田 宜治	みやま市高田町黒崎開1633番地1
高田 恵勝	みやま市高田町永治271番地1
永江 学	みやま市高田町江浦973番地
原田 豊治	みやま市高田町徳島582番地

4 就任監事

氏名	住 所
森 角 夫	大牟田市昭和開282番地
梅 崎 聖 人	みやま市高田町昭和開132番地
奥 園 光 昭	大牟田市大字岬189番地1
久保田 芳美	みやま市高田町江浦762番地1

公告

大川中部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
古 賀 喜美人	大川市大字津420番地
古 賀 光 司	大川市大字一木186番地9
江 島 登 克	大川市大字九網3番地2
長 野 一 生	大川市大字九網12番地
古 賀 百合夫	大川市大字津766番地2
佐 野 孝 良	大川市大字一木1260番地1
坂 井 健 一	大川市大字一木1222番地1の2
井 口 喜 典	大川市大字津197番地2
石 川 勝 美	大川市大字津187番地
江 頭 文 隆	大川市大字一木511番地7

石 山 安 幸	大川市大字一木513番地2
古 賀 武 志	大川市大字一木16番地

2 退任監事

氏名	住 所
古 賀 文 博	大川市大字津663番地2
古 賀 一 彦	大川市大字九網40番地2の2
坂 井 一 正	大川市大字一木241番地

3 就任理事

氏名	住 所
古 賀 武 志	大川市大字一木16番地
石 川 勝 美	大川市大字津187番地
江 頭 文 隆	大川市大字一木511番地7
植 木 秋 義	大川市大字九網46番地2
植 木 幸 治	大川市大字九網53番地1
古 賀 百合夫	大川市大字津766番地2
古 賀 文 博	大川市大字津663番地2
佐 野 孝 良	大川市大字一木1260番地1
坂 井 健 一	大川市大字一木1222番地1の2
椿 原 征 生	大川市大字津212・213番地合併
石 山 安 幸	大川市大字一木513番地2
坂 井 清 則	大川市大字一木1121番地1の2

4 就任監事

氏名	住 所
鶴 光 義	大川市大字九網270番地1
古 賀 長 洋	大川市大字津693番地1
古 賀 輝 義	大川市大字一木90番地4

公告

大川東部第2土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（

昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
中村 一二	大川市大字郷原454番地2
増田 吉弘	大川市大字北古賀131番地
江崎 重俊	大川市大字大橋71番地1
中島 直美	大川市大字鬼古賀730番地1
石橋 秀伸	大川市大字下木佐木631番地1
柿添 茂秋	大川市大字下木佐木465番地1
山田 孝光	大川市大字下木佐木975番地2
田中 保	大川市大字下牟田口444番地1
園田 芳勝	大川市大字萩島260番地1
古賀 俊作	大川市大字北古賀521番地
大淵 昭晴	大川市大字鬼古賀78番地
大淵 峯夫	大川市大字鬼古賀497番地2
松永 泰弘	柳川市金納208番地2
馬淵 一雄	大川市大字郷原397番地

2 退任監事

氏名	住所
石橋 弘基	大川市大字三丸692番地
藏森 菊雄	大川市大字下木佐木1089番地1
河野 洋一	大川市大字萩原126番地

3 就任理事

氏名	住所
田中 範久	大川市大字下牟田口123番地
園田 芳勝	大川市大字萩島260番地1
古賀 俊作	大川市大字北古賀521番地

柿添 茂秋	大川市大字下木佐木465番地1
石橋 秀伸	大川市大字下木佐木631番地1
柿添 孝光	大川市大字下木佐木975番地2
河野 甚一	大川市大字萩島195番地
古賀 芳史	大川市大字北古賀92番地
大淵 功治	大川市大字鬼古賀72番地
中島 和夫	大川市大字鬼古賀871番地
江口 辰也	大川市大字鬼古賀323番地
松永 泰弘	柳川市金納208番地2
中村 善明	大川市大字郷原636番地
馬淵 清俊	大川市大字郷原118番地1

4 就任監事

氏名	住所
河野 洋一	大川市大字萩島126番地
藏森 菊雄	大川市大字下木佐木1089番地1
岡 泰博	大川市大字三丸82番地

公告

大川北部土地改良区から役員 の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
箴 島 智 功	大川市大字中古賀840番地1
田 中 繁 行	大川市大字上白垣365番地1
石 橋 一 雄	大川市大字下白垣127番地
田 中 嘉 徳	大川市大字中八院1087番地
辻 正 光	大川市大字諸富372番地

酒見 安	大川市大字酒見1617・1618番地,3
酒見 則行	大川市大字酒見1617・1618番地合併
辻 正海	大川市大字諸富194番地
平田 智嘉喜	大川市大字諸富247番地
水落 栄生	大川市大字中木室73番地
水落 渡	大川市大字中木室105番地
添島 謙治	大川市大字中木室180番地1
柏原 康博	大川市大字中木室806番地2・807番地1、の1
添島 栄治	大川市大字中木室176番地
溝田 正芳	大川市大字大橋276番地3
内村 和義	大川市大字本木室907番地
宮崎 量弘	大川市大字本木室966番地1
宮崎 猛美	大川市大字本木室855番地2
田中 松史	大川市大字中八院545番地1
田中 弘道	大川市大字中八院481番地
田中 博文	大川市大字中八院1077番地
野口 國廣	大川市大字上白垣203番地1
石橋 義道	大川市大字下白垣506番地1
本村 善彦	大川市大字下白垣641番地1
廣松 秀明	大川市大字下八院126番地3
田中 忠久	大川市大字下八院277番地

2 退任監事

氏名	住 所
宮崎 定	大川市大字本木室971番地1
緒方 喜治	大川市大字中古賀721番地
添島 満雄	大川市大字中木室351番地
田中 忠昭	大川市大字上白垣360番地・361番地
砂山 巧	大川市大字下白垣122番地

3 就任理事

氏名	住 所
箆島 智功	大川市大字中古賀840番地1
宮崎 定	大川市大字本木室971番地1
溝田 正芳	大川市大字大橋276番地3
内藤 力	大川市大字酒見1084番地1
辻 久光	大川市大字諸富116番地1
平田 敏郎	大川市大字諸富238番地
水落 栄生	大川市大字中木室73番地
水落 一磨	大川市大字中木室391番地1
添島 栄治	大川市大字中木室176番地
内村 和義	大川市大字本木室907番地
宮崎 猛美	大川市大字本木室855番地2
田中 尉正	大川市大字中八院522番地
田中 利博	大川市大字中八院476番地
田中 範秋	大川市大字中八院1204番地2
水島 政直	大川市大字中八院1068番地1
野口 國廣	大川市大字上白垣203番地1
田中 忠昭	大川市大字上白垣360、361番地
石橋 義道	大川市大字下白垣506番地1
本村 善彦	大川市大字下白垣641番地1
廣松 精治	大川市大字下八院86番地2

4 就任監事

氏名	住 所
柏原 康博	大川市大字中木室806番地2・807番地1、の1
辻 正光	大川市大字諸富372番地
砂山 巧	大川市大字下白垣122番地
田中 哲彦	大川市大字下八院25番地1

公告

八女筑後地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
下川 満男	筑後市大字折地590番地1
井口 金平	筑後市大字下妻384番地2
塚本 秀喜	筑後市大字島田410番地
近藤 公男	筑後市大字北長田662番地
田島 雅弘	筑後市大字鶴田1565番地1
田中 瑞廣	筑後市大字江口744番地
小田 新治	筑後市大字高江728番地2
村上 知巳	筑後市大字津島1340番地
中村 勇次	筑後市大字津島906番地
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
川口 誠二	八女市国武464番地
池田 和本	八女市宅間田571番地1
村石 和幸	八女市井延195番地5

2 退任監事

氏名	住所
田中 正助	筑後市大字折地22番地
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地8
中島 一敏	八女市柳瀬244番地

3 就任理事

氏名	住所
下川 満男	筑後市大字折地590番地1
下川 達弘	筑後市大字下妻514番地1
田中 正助	筑後市大字折地22番地

下川 基文	筑後市大字井田922番地2
近藤 公男	筑後市大字北長田662番地
田中 瑞廣	筑後市大字江口744番地
田中 清都	筑後市大字富久448番地、449番地合併
村上 知巳	筑後市大字津島1340番地
中村 勇次	筑後市大字津島906番地
成清 恵	筑後市大字蔵数1054番地
川口 誠二	八女市国武464番地
池田 和本	八女市宅間田571番地1
三角 勝彦	八女市立野53番地2

4 就任監事

氏名	住所
田島 雅弘	筑後市大字鶴田1565番地1
城戸 修	筑後市大字熊野1021番地8
中島 一敏	八女市柳瀬244番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦896番13
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市田熊二丁目8-32ルミエールS202
岩本 達矢

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
中間市垣生	平成28年3月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町	平成28年3月4日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成28年3月22日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月3日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年5月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人Knot Asia

(2) 代表者の氏名

松尾智恵美、大村和弘

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市枝国439番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、訪日外国人や海外で暮らす人々に対して、医療通訳に関する事業を行い、世界中どこでも安心して日本の高度な医療を受診出来る世界を創造することに寄与するとともに、国際協力活動を通して、開発途上国を中心とした貧困地域の医師や医療従事者の医療技術レベルの向上を図り、一人でも多くの人が豊かに暮らす事が出来る社会の構築に寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第162号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成28年7月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第163号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成28年6月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年7月14日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成28年7月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
平成28年7月21日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター3階第1会議室	小倉南警察署
平成28年7月28日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県筑紫野市二日市南一丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター視聴覚室	筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第164号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成28年6月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年8月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年8月25日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

正 誤

正 誤

発行 年月日	公 報 番 号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
26・12・19	3655	告示	1042	4		○		表 中	○ 190.0m	● 160.0m

平成28年8月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
---------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。